

弘前市総合計画策定会議規則

(設置)

第1条 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）を作成するため、弘前市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次の事務を処理する。

- (1) 総合計画の作成に関すること。
- (2) 総合計画の作成のため必要と認められる事項の連絡及び調整に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、議長、参与及び委員をもって組織する。

2 議長は副市長を、参与は教育長をもって充てる。

3 委員は、職員のうちから市長が指名する。

4 委員に事故があるとき又は委員が不在のときは、あらかじめ委員の指名する職員がその職務を代理する。

(議長)

第4条 議長は、会務を総理する。

2 議長に事故があるとき又は議長が不在のときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

(参与)

第5条 参与は、総合計画の作成に当たり、専門的事項について意見を述べる。

(会議)

第6条 策定会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

(部会の設置)

第7条 策定会議に、専門的調査、総合計画案の作成等を行わせるため、部会を置くことができる。

(部会の組織)

第8条 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、策定会議の委員のうちから議長が指名する。

3 部会員は、職員のうちから議長が指名する。

4 部会員に事故があるとき又は部会員が不在のときは、あらかじめ部会員の指名する職員がその職務を代理する。

(部会長)

第9条 部会長は、議長の指揮のもとに部会を統括する。

2 部会長に事故があるとき又は部会長が不在のときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第10条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(庶務)

第11条 策定会議の庶務は、経営戦略部行政経営課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、策定会議の運営に関して必要な事項は、議長が定める。

弘前市総合計画策定会議の構成員

策定会議議長 副市長 蛸名 正樹 参与 教育長 佐藤 紘昭
議長職務代理者 経営戦略部長 山本 昇

委員及び委員職務代理者

委 員		委員職務代理者	
職 名	氏 名	職 名	氏 名
経営戦略部長	山 本 昇		
財務部長	五 十 嵐 雅 幸		
市民文化スポーツ部長	蒔 苗 貴 嗣		
健康福祉部長	小 田 実		
健康福祉部理事兼福祉事務所長	花 田 昇		
農林部長	佐 藤 耕 一		
商工振興部長	川 村 悦 孝		
観光振興部長	高 木 伸 剛		
建設部長	山 形 恵 昭		
都市環境部長	澤 頭 潤		
岩木総合支所長	藤 田 稔		
相馬総合支所長	佐 々 木 衛		
市立病院事務局長	櫻 田 靖		
会計管理者	平 尾 洋		
上下水道部長	工 藤 富 市		
教育部長	野 呂 雅 仁		
農業委員会事務局長	山 田 寿 嗣		
経営戦略部理事(津軽広域水道事業団事務局長兼津軽事業部事業部長)	泉 谷 雅 昭		

次期弘前市総合計画策定方針要約

★ 策定にあたって

- ・ 平成20年1月に策定した「弘前市総合計画（基本構想）」（以下、「現計画」という。）の計画期間は、平成27年度までとなっている。
- ・ 地方自治法の改正により平成23年8月から基本構想の策定義務が撤廃され、策定そのものの判断を自治体に委ねられている。
- ・ 平成22年度に弘前市アクションプラン（以下、「プラン」という。）を策定した際には、現計画とめざす方向性は一致していると判断し、計画最終年度まで維持することとしていたが、東日本大震災をはじめ社会情勢の大きな変化を踏まえると、現計画を見直し新たに次期弘前市総合計画（以下、「次期計画」という。）を策定する必要がある。
- ・ 現プランの計画期間は平成25年度までとなっているが、経営型行政運営を継続することとし、プランを包含した次期計画を策定する。

1 次期計画策定に関する基本的な考え方

（1）次期計画に求められるもの

- 少子化・超高齢化・人口減少社会の到来などの社会環境の変化、これに対応する課題、弘前市の将来像、そしてこれを実現するための基本的な取組の方向性について、行政と市民の役割を整理し示すこと。

（2）次期計画策定にあたっての基本姿勢

- 市民との協働
市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民意見を聞くことは固より、市民が主体的に次期計画策定に関わる体制を構築する。
- 成果指標等による目標達成状況の進行管理
現プランで行なってきたPDCAサイクルによる進行管理を、次期計画でも継続していく。
- 新市建設計画の位置づけ
新市建設計画については、その主要な事業である重点施策や戦略プロジェクトを現プランにおいても取り組んでおり、次期計画においても継続していく。

（3）次期計画の構成

- 現プランの構成を基に、「構想的な部分」を加え、「約束」、「個別施策工程表」と一体の計画として策定する。
また、毎年、評価、改善を行い、今日のめまぐるしく変化する社会情勢や複雑・多様化する市民ニーズに、柔軟かつ的確な対応を可能とする計画、市民に分かり易い計画とする。

- 「構想的な部分」として、具体的には、『市の現状と課題』、『20年先の弘前市のあるべき姿』、これを実現するための『政策体系（現プランの約束で不足しているものを追加）』、その実現のために市民がなすべき役割としての『市民行動方針』、そして『中期財政方針』、『行政改革方針』で構成する。

（４）議決事項

新たに加える「構想的な部分」と現プランでいう「約束」、「個別施策工程表」で構成する計画全体を議決事項とする。

議決の根拠として、「議会の議決事件を定める条例」を3月議会で改正した。

（５）次期計画の期間

- 平成26年度から平成29年度までの4年間とする。

長期的に「20年先の弘前市のあるべき姿」は掲げるものの、めまぐるしく変化する社会情勢の中、市長任期にあわせ4年間に、行政、市民がなすべきことを、指標を掲げながら、計画として示す。

※ 現計画終了を待たずに前倒しして次期計画を策定することとなるため、策定時に現計画を廃止する。

2 次期計画の策定体制

- 行政
 - ・ 総合計画策定会議及び同部会（規則設置）で、現状、課題、政策体系を検討しまとめる。
- 市民
 - ・ （仮称）次期弘前市総合計画策定市民会議（以下、「市民会議」という。）を設置し、『市の現状と課題』を踏まえ、『20年先の弘前市のあるべき姿』、その実現のために市民がなすべき役割として『市民行動方針』についてまとめる。（現状、課題等市側から資料提供する。）
 - ・ 当会議は、市民を主体として運営、進行することを基本とする。
- 弘前市総合計画審議会（以下、「審議会」という。）
 - ・ 行政、市民双方からの提案を審議材料とし、市長からの諮問を受け、必要に応じてヒアリングを行うなど審議を経て答申する。

3 スケジュール

平成25年度…素案作成、審議会へ諮問、答申を得る。

平成26年度…議決（平成26年第2回定例会を予定）

◆平成25年度次期弘前市総合計画策定スケジュール案

2013年5月23日

[illegible]

業務項目	業務内容	平成 26 年										備 考
		1 月			2 月			3 月				
		10	20	31	10	20	28	10	20	31		
(1) 市内部での検討の支援(材料提供)												
力 計画の進行管理方法の設定の支援	同左											
(3) 弘前市総合計画審議会の運営支援	【第3回】実行計画部分の素案の検討② 【第4回】実行計画部分の素案の検討③		③		④	◎ 答申						
(4) 新総合計画案の取りまとめ	□前項までの検討結果を最終的な計画書案として取りまとめ											
◆ 庁内検討会議等	－											
□ 庁議	同左				●							
□ 総合計画策定会議	同左			◎				◎				
□ 総合計画策定部会	同左											
◆ パブリックコメント	同左				実施準備						実施	